別添資料7 その他の管理や経費に関する分担

項目	町町	指定管理者	入居者
清掃	_	共用部の清掃は指定管理 者が行う。	各入居者の使用許可範囲 については、入居者が清 掃を行う。
ゴミ処理	_	日常清掃及び入居者の営 業等で生じたゴミの処理 は指定管理者が行う。	店舗の営業により生じた ゴミの処理は、入居者が 行う。(ファミリーマート のみ)
セキュリティ	_	指定管理者が全館(入退 室ゲート)の機械警備を 行う。	各入居者の施錠は、各自 が個別に行う。
通信設備	_	全館フリーWi-Fi は、指定 管理者が導入する。	入居者が個別で使用する ネット回線は各自で用意 する。
消耗品 (トイレットペーパー、洗剤、紙コップ等)	_	指定管理者が、共用部で使用する消耗品や日常清掃で使用する消耗費について用意する。	入居者が使用許可範囲内 で使用する消耗品につい は、各自が用意する。
消防設備点検	_	指定管理者が実施する。	指定管理者が実施する消 防点検に協力する。
防火管理	_	指定管理者から防火管理 者を選任し、消防計画や 防火管理業務計画等の作 成や届出を行う。また、消 防訓練を実施する。	使用する施設の火元責任 者を選任し、指定管理者 に報告する。また、消防訓 練に協力する。
光熱水費	_	指定管理者が全館分を一 括して支払う。貸事務所 施設及び商業施設につい ては、使用実費相当分を 入居者から徴収する。	使用実費相当分を指定管理者に支払う。
食品衛生法上に 関する対応	_	そ族・害虫等の生息調査 を行う。	そ族・害虫防除や調理機 器点検など食品衛生法上 必要な措置を実施する。
グリストラップ	_	_	店舗棟使用者が清掃する。
ガス設備	ガス給湯器に破損等が生 じた場合に修理する(5 0万円以上)。	ガス給湯器に破損等が生じた場合に修理する (50万円未満)。 必要に応じてガス会社の 法定点検に立ち会う。	ガス設備等について、定 期的に又は必要に応じて 点検する。 ガス会社の法定点検に立 ち会う。
保険適用	建物に係る火災保険、指 定管理業務における損害 保険に加入	町が加入する保険の補償 内容のほかに必要な保 険、自主事業に係る保険 に加入	町、指定管理者、第三者等 への賠償事故の補償を担 保する各種保険に加入
使用許可備品	使用許可備品が使用でき なくなった場合に処分す る。	_	使用許可備品の維持管理、修繕等の費用を負担 する。